



人権と福祉のまちづくりをめざすコミュニティセンター

江山人権福祉センターだより

2023(令和5)年9月号

性的マイノリティ(LGBT)の人権について

【性的マイノリティとは】

性的マイノリティとは、同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのことをいいます。「セクシュアルマイノリティ」、「性的少数者」ともいいます。

「異性を好きになるのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることはない、性のあり方は男と女だけである」という考え方の人が多い社会からみて少数者という意味です。

以下のアルファベットの頭文字をとって、「LGBT」とも呼ばれています。

L esbian レズビアン(女性同性愛者)

G ay ゲイ(男性同性愛者)

B isexual バイセクシュアル(両性愛者:両性に惹かれる人)

T ransgender トランスジェンダー(体と心の性に違和感がある人。

体の性別と異なる性別で生きるまたは生きたい人。)

性的マイノリティにはそのほか、X ジェンダー(性別を男女二分することになじまない人)、アセクシュアル(無性愛者)、クエスチョニング(心の性や性的指向がわからなかったり、迷っていたりする人)などが含まれます。



【国の法制化の動きについて】

先般の通常国会においてLGBTに関する法案、LGBT理解増進法(正式名称:性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律)が成立し、6月23日に公布・施行されました。

この法律は、差別禁止ありきでなく、LGBTに関する基礎知識を全国に広げることで国民全体に理解を促す法律で、性的指向及びジェンダーアイデンティティ(性自認)の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及び性自認の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定し、必要な事項を定めて、性の多様性を受け入れる精神を養い育て、性の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としており、さまざまな賛否がある中、息苦しきの解決に向けて、まずは、第一歩を踏み出したといえるのではないのでしょうか。

【さまざまな支援の動きについて】

(鳥取市)

「LGBTQ」コミュニティスペース(月1回)を開いています。

【日時】毎月第3土曜日午前開設(変更する場合があります)

【会場】申込み後にお知らせします。

【申込み先】鳥取市中央人権福祉センター

※(秘密は厳守いたします。)

Tel(0857)24-8241/Fax(0857)24-8067

E-mail jin-chuo@city.tottori.lg.jp

詳しくは、以下へアクセスしてください。

<https://www.city.tottori.lg.jp/www/contents/1609132831872/index.html>



(鳥取県) Tel:0120-65-1010

LGBTQ 寄り添い電話相談窓口を開設しています。性的指向や性自認についてお悩みの方や、ご家族、ご友人からの相談を受け付けています。気軽にご相談ください。

相談日 毎月 第1・3水曜日 18時から20時

第2・4土曜日 15時から17時

※変更する場合があります。

(アライ(ally)とは)

allyとは、LGBTに代表される性的マイノリティを理解し支援するという考え方やその考えを持つ人のことです。最近では、障がい者や外国人といったマイノリティに対しても支援を表明しようと、アライという言葉を使うことがあります。



事業の様子

「子ども食堂」:7月26(水)



レトルト食品の食べ方をまなびました。



みんなで食べたらおいしいね♪

第35回美穂地区同和問題研究集会 (江山人権福祉センター創立50年記念事業)

日時 9月9日(土)18:30~
会場 美穂地区公民館
講師 高田 美樹さん
(人権 Takeroot 啓発担当チーフフェロー)
演題 「出会いを学びに」



9月 事業予定

会場:江山人権福祉センター

筋トレ&ストレッチ

4日(月)・25日(月) 13:30~15:00

いきいき健康教室

7日(木)・28日(木) 13:00~14:00

子ども食堂

6・13・20・27日(水) 16:00~18:00

学習支援事業

6・13・20・27日(水) 18:30~20:00

会場:江山学園(うさぎ児童クラブ)

手話教室

27日(水) 14:30~16:30



※日程については変更する場合がございます。ご了承ください。

ひとりで悩まないで!

-大切なのは誰かに相談することです-

人権福祉センターは社会福祉法に基づく福祉施設で、相談支援業務を中心に事業を展開しています。人権に関わることをはじめ、生活上のさまざまな相談をお受けし、人権福祉センター職員や専門相談員(カウンセラー・弁護士など)が問題解決のための支援を行っています。

9月の専門相談日程

(予約が必要です)

カウンセラー相談

12日(火)・26日(火) 15:00~17:00

1名/1時間(2名まで)

夜間弁護士相談

21日(木) 18:30~20:30

1名/30分(受付3名まで)

会場・問合せ先

中央人権福祉センター ☎ 0857-24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ!】

アンケート受付中!

人権福祉センターの広報紙をお読みいただきありがとうございます。
アンケートにお答えいただけたら幸いです。



回答はこちらをアクセス

